

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成27年
7月31日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)……………一
 - 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出 (厚政課)……………三
 - 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定 (二件) (厚政課)……………三
 - 平成二十七年産水稲の指定種子生産ほ場の指定 (農業振興課)……………四
 - 平成二十七年産大豆の指定種子生産ほ場の指定 (農業振興課)……………四
 - 道路の区域の変更 (道路整備課)……………四
 - 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査 (住宅課)……………五
- 公告
 - 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (県民生活課)……………五
 - 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (四件) (商政課)……………六
 - 県営菊川地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧 (農村整備課)……………七
 - 基本測量の実施 (監理課)……………七
 - 建築士の免許の取消し (建築指導課)……………七
- 公安委告示
 - 指定講習機関の変更の届出……………七
 - 山口県交通安全活動推進センターの変更の届出……………八

山口県告示第二百七十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基



づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十七年七月三十一日から同年八月二十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び下松市生活環境部環境推進課において公衆の縦覧に供する。

平成二十七年七月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 東洋鋼鈹株式会社
住 所 東京都千代田区四番町二番地の二
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 東洋鋼鈹株式会社下松事業所
所在地 下松市大字東豊井一三〇二番地の一
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造		使用の方法	
	能 力 (t/月)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日
六五	二	平成二七、 八月二二	平成二七、 九月二〇	平成二七、 九月二〇
六六	一〇	〃	平成二七、 一〇、二〇	平成二七、 一〇、二〇

備考 「六五」及び「六六」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設及び同表第六十六号の電気めつき施設をいう。

使用の間隔は一日当たり、連続使用時間は八時間、連続使用時間は二四時間、季節的変動なし。

山口県告示第二百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年七月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

介護予防事業者 氏名又は 名称	住所又は主 たる事務所 の所在地	介護予防事業 名 称	事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
社会福祉法人 山口市社会福 祉協議会	山口市上野小 路八九の一	山口市社会福 祉協議会あじ す訪問介護事 業所	山口市阿知須 二七四三	介護予 防訪問 介護	平成二七 六、一
日本赤十字社 山口支部	山口市野田一 七二の五	山口赤十字訪 問看護ステ ーション	山口市八幡馬 場五三の一	介護予 防訪問 看護	平成二六 四、〇
一般社団法人 小野田医師会	山陽小野田市 大字東高泊一 九四七の一	小野田医師会 訪問看護ス テーション	山陽小野田市 大字東高泊一 九四七の一	〃	平成二七 六、〇
有限会社みほ り薬局	山口市大内矢 田北一丁目一 九番一八号	みほり薬局	山口市大内矢 田北一丁目一 九番一八号	介護予 防居宅 療養管 理指導	〃
有限会社東郷 薬局	萩市大字浜崎 町二五の四	東郷薬局東田 町店	萩市東田町二	〃	七、〇
医療法人社団 泉仁会	宇部市大字木 田字中山田四 〇の二〇	グループホ ムぬくもりの 家	宇部市大字木 田字中山田四 〇の二〇	介護予 防認知 症対応 生活共同 介護	〃

山口県告示第二百七十六号

主要農作物種子法（昭和二十七年法律第百三十一号）第三条第一項の規定により、次の市町の区域内のほ場を平成二十七年産の水稲の指定種子生産ほ場として指定した。その関係書類は、山口県農林水産部農業振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年七月三十一日

市町名	面積（アール）	山口県知事
市町名	面積（アール）	山口県知事
宇部市	三、四九一	村岡 嗣 政
萩市	三、三五六	

山口県告示第二百七十七号

主要農作物種子法（昭和二十七年法律第百三十一号）第三条第一項の規定により、次の市町の区域内のほ場を平成二十七年産の大豆の指定種子生産ほ場として指定した。その関係書類は、山口県農林水産部農業振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年七月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

市町名	面積（アール）
宇部市	一〇六
山口市	一、一五〇

山口県告示第二百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、平成二十七年七月三十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類	県道
道路の種類	県道
路線名	光上関線
道路の区域	

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考

熊毛郡平生町大字平生町字角浜五七〇の三地先から同郡同町同大字 同字五六八の五地先まで		新	旧
最狭 三〇・〇〇	最狭 三〇・〇〇	二八・五	二八・五

山口県告示第二百七十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、旗岡県営住宅新築工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十七年七月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 旗岡県営住宅新築工事
- (一) 工事場所 下松市旗岡三丁目一番地一
- (二) 工事の概要

鉄筋コンクリート造 地上六階建	構 造	延 べ 面 積	戸 数
二、六六〇平方メートル			四三戸

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十六年山口県告示第四百八号。以下「告示」という。)(二)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
 - 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。))を受けていること。
 - 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成二十七年七月三十日までに国土交通大臣又は都道府県

知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(建築一式工事の数値が八百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。))を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

- (二) 申請書等の提出方法
- 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

- (三) 申請書等の提出場所
- 山口県土木建築部住宅課 山口市滝町一番一号
- 申請書等の提出期間及び時間
- 平成二十七年八月十八日から同月二十一日までの午前九時から午後四時三十分まで

- (四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
- 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十七年九月二日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部住宅課(電話〇八三一九三三三三―八七〇)にすること。



(三三三) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
変更後の定款は、平成二十七年八月三十一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年七月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人ハローフレンズ

代 表 者 の 氏 名 齋藤 真治

主たる事務所の所在地 萩市大字土原五二〇番地の二

(二二三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十七年三月十三日山口県公告（八〇）に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十七年七月三十一日から同年八月三十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年七月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ゆめタウン山口

所在地 山口市大内御堀一三〇九の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二二四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十七年三月十三日山口県公告（八一）に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国

市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十七年七月三十一日から同年八月三十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年七月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ゆめタウン南岩国

所在地 岩国市南岩国町二丁目二〇番三〇号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二二五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十七年三月十三日山口県公告（八二）に係る大規模小売店舗について次のとおり柳井市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十七年七月三十一日から同年八月三十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年七月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ゆめタウン柳井

所在地 柳井市古開作八八三の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二二六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十七年三月十三日山口県公告（八三）に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十七年七月三十一日から同年八月三十一日までの間、山口県商工

労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年七月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ゆめタウン新南陽
所在地 周南市清水二丁目一三八〇の三
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(二二七) 県営菊川地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営菊川地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十七年七月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 縦覧に供する書類
県営菊川地区農村地域防災減災事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十七年八月三日から同月二十四日まで
- 三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課

(二二八) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十七年七月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 作業の種類
基本測量(地理識別子整備)
- 二 作業の地域

三 宇部市
作業の期間

平成二十七年八月二十四日から平成二十七年十二月二日まで

(二二九) 建築士の免許の取消し

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消しました。

平成二十七年七月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許取消年月日	免許の取消しの理由
矢田部吉郎	二級建築士	第二〇三九号	平成二七、七、二二	死亡



山口県公安委員会告示第三十号

指定講習機関に関する規則(平成二年国家公安委員会規則第一号)第四条第一項の規定により、指定講習機関から次のとおり変更の届出があった。

平成二十七年七月三十一日

山口県公安委員会

指定講習機関の名称	変更事項	変更内容	
		変更後	変更前
一般財団法人山口県交通安全協会	代表者	久保正人	藤井寛

平成二十七年七月三十一日印刷
平成二十七年七月三十一日発行

発行所

山口県知事庁

山口県公安委員会告示第三十二号

交通安全活動推進センターに関する規則（平成十年国家公安委員会規則第三号）第三条第一項の規定により、一般財団法人山口県交通安全協会から次のとおり変更の届出があった。

平成二十七年七月三十一日

山口県公安委員会

代表者	変更事項	
	変更後	変更前
久保正人	藤井	寛
		内容